

日本国籍のお客様の査証・渡航認証要否(観光目的)／旅券残存

- ◆本国の法令及び在日大使館・領事館に照会した結果を表示しています。
- ◆以下は1週間前後の観光旅行の査証・渡航認証要否、旅券残存です。
- ◆ヨーロッパなど、周遊の場合はすべての訪問国の旅券残存を満たしていることが必要です。
- ◆査証・渡航認証の要否と旅券の残存は、お客様ご自身で再度ご確認ください。
- ◆5年間有効な旅券(紺色)の中には、震災特例旅券として発給され、有効期間が5年未満のものがあります。旅券の残存期間確認の際は十分ご注意ください。

国・地域名	査証・渡航認証	必要な旅券残存	国・地域名	査証・渡航認証	必要な旅券残存
《アジア》			《アフリカ》		
インド	要	(東京)査証申請時6か月以上 (大阪)入国時6か月以上	エジプト	要	査証申請時6か月以上
インドネシア	要	入国時6か月以上。未使用査証欄が連続3ページ以上必要。	ケニア	要	入国時6か月以上
韓国	不要	入国時3か月以上	タンザニア	要	査証発行日より6か月以上(シングル)
カンボジア	要	入国時6か月以上	ボツワナ	不要	入国時6か月以上
シンガポール	不要	シンガポール入国時6か月以上	モロッコ	不要	入国時6か月以上
タイ	不要	入国時6か月以上	《西欧・東欧・ロシア》		
ネパール	要	査証申請時6か月以上	アイルランド	不要	アイルランド出国時6か月以上
フィリピン	不要	入国時6か月+滞在日数以上	イタリア	不要	出国時90日以上
ベトナム	不要	出国時3か月以上※1	エストニア	不要	出国時3か月以上
マレーシア	不要	入国時6か月以上。未使用査証欄が2ページ以上必要。	オーストリア	不要	帰国時まで有効なもの
ミャンマー	要	入国時6か月以上	オランダ	不要	オランダ出国時3か月以上
台湾	不要	入国時3か月以上	英国	不要	帰国時まで有効なもの
中国	不要	入国時6か月以上※2	ギリシャ	不要	入国時3か月+滞在日数(ギリシャを含むシェンゲン協定加盟国)以上。未使用査証欄が2ページ以上必要。
香港	不要	入国時1か月+滞在日数以上	クロアチア	不要	出国時3か月以上
マカオ	不要	入国時30日+滞在日数以上	スイス	不要	スイス出国時まで有効なもの
《ミクロネシア》			スウェーデン	不要	滞在日数以上
グアム	不要	帰国時まで有効な機械読取式旅券(入国時45日以上が望ましい)※3	スペイン	不要	帰国時まで有効なもの
北マリアナ諸島	不要	帰国時まで有効な機械読取式旅券(入国時45日以上が望ましい)※3	スロバキア	不要	スロバキア出国時3か月以上
パラオ	不要	入国時6か月以上	デンマーク	不要	※5
ミクロネシア連邦	不要	ミクロネシア入国時120日+滞在日数以上	ドイツ	不要	※6
《北米》			ノルウェー	不要	滞在日数以上
米国	要※4	帰国時まで有効なIC旅券または機械読取式旅券(入国時90日以上が望ましい)	フィンランド	不要	出国時3か月以上
カナダ	不要	カナダ出国予定日+1日以上	フランス	不要	フランス出国時3か月以上
《中南米》			ベルギー	不要	入国時3か月+滞在日数以上
メキシコ	不要	帰国時まで有効なもの	ポルトガル	不要	ポルトガル出国時3か月以上
ジャマイカ	不要	入国時6か月以上	マルタ	不要	入国時3か月以上
ブラジル	要	査証申請時6か月以上	チェコ	不要	入国時6か月以上
ペルー	不要	帰国時まで有効なもの。航空会社により入国時6か月以上を求められる場合がある。	ハンガリー	不要	入国時3か月以上
《大洋州》			ブルガリア	不要	入国時6か月以上
オーストラリア	要	ETA・大使館での査証申請 インターネットでの査証申請 帰国時まで有効なもの 申請時6か月以上	ポーランド	不要	ポーランド出国予定日+3か月以上
タヒチ	不要	出国時3か月以上	モンテネグロ	不要	その都度現地に確認する。
ニューカレドニア	不要	出国時3か月以上	ラトビア	不要	入国時3か月以上
ニュージーランド	不要	入国時3か月+滞在日数以上	リトアニア	不要	出国時3か月以上
フィジー	不要	入国時6か月+滞在日数以上	ルーマニア	不要	入国時6か月以上
バブアニューギニア	要	入国時6か月以上	ロシア	要	ロシア出国時6か月以上
《中近東》					
アラブ首長国連邦	不要	入国時6か月以上			
シリア	要	査証申請時6か月以上(シングル)、または 査証申請時9か月以上(マルチプル)			
トルコ	不要	入国時3か月+滞在日数以上			
ヨルダン	要	入国時6か月以上			

※1 2011年5月13日現在、東京大使館・福岡総領事館・ベトナム航空は「入国時3か月以上」、大阪総領事館は「出国時3か月以上」を案内している。「入国時3か月以上」を満たしていれば入国は許可されているが、予告なく変更となる可能性があるため、「出国時3か月以上」あることが望ましい。

※2 旅券残存の明確な規定はないが、何らかの理由で帰国が遅れて有効期限が切れるトラブルが発生しているため、入国時6か月以上が望ましい。

※3 1. グアム・北マリアナ諸島査証免除プログラムを利用して45日以内滞在する場合、査証・ESTA渡航認証不要。I-94(白)とI-736が必要。
2. 46日以上90日以内の滞在は米国査証免除プログラムが利用可能。この場合、査証は不要だが、ESTA渡航認証が必要。I-94(白)とI-736は不要。帰国時まで有効なIC旅券または機械読取式旅券が必要(入国時90日以上が望ましい)。

※4 査証は不要だが、ESTA渡航認証が必要。

※5 デンマークのみに渡航する場合、帰国時まで有効なもの。他のシェンゲン協定加盟国も渡航する場合、出国時3か月以上。

※6 ドイツのみに渡航する場合、帰国時まで有効なもの。他のシェンゲン協定加盟国も渡航する場合、出国時3か月以上。